

屋外保管事業場設置（変更）事前協議書

年 月 日

越谷市長 宛

事業計画者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条の規定により、次のとおり協議します。

屋外保管事業場の設置の場所	
屋外保管事業場の敷地面積	
屋外保管事業場において保管する再生資源物の種類	
屋外保管事業場の現場責任者の氏名及び連絡先	
屋外保管事業場の構造	

(第2面)

標準作業書

再生資源物の保管の方法及び保管上限等	
廃油及び廃液の回収、屋外保管事業場からの流出の防止及び保管の方法	
電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び保管の方法	
騒音、振動及び悪臭対策の措置	
排水処理設備、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
屋外保管に伴って生じる廃棄物の処理の方法	
屋外保管事業場の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
作業実施時間等	
災害時及び事故発生時の連絡体制	

(第3面)

添付書類

- (1) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (3) 屋外保管事業場内の配置図
- (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路を記載した書類又は図面
- (5) 屋外保管事業場の設置の場所に係る土地の公図の写し及び登記事項証明書
- (6) 事業計画者が屋外保管事業場の設置の場所に係る土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権限を有することを証する書類
- (7) 事業計画者が個人である場合にあつては、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。）の記載のあるもので、申請の日前3月以内に作成されたものに限る。以下同じ。）
- (8) 事業計画者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (9) 事業計画者が未成年者（条例第9条第1項第3号サに規定する未成年者をいう。）である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書）
- (10) その他市長が必要と認める書類及び図面

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

越谷市長

印

屋外保管事業場事前協議事項確認通知書

越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり通知します。

事前協議書の收受年月日及び 文書番号	年 月 日付け 第 号
屋外保管事業場の設置の場所	
屋外保管事業場において保管 する再生資源物の種類	
必要な措置の内容	
必要な助言及び指導	

屋外保管事業場事前協議事項回答書

年 月 日

越谷市長 宛

事業計画者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

事前協議事項確認通知書の助言及び指導を踏まえ、越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり措置を講じましたので、回答します。

事前協議書の收受年月日及び 文書番号	年 月 日付け 第 号
屋外保管事業場の設置の場所	
屋外保管事業場において保管 する再生資源物の種類	
事前協議事項確認通知書で受 けた助言及び指導	
講じた措置の内容	

備考 「事前協議事項確認通知書で受けた助言及び指導」及び「講じた措置の内容」が複数ある場合は、それぞれに対応する番号を振ること。

第 号
年 月 日

様

越谷市長

印

屋外保管事業場事前協議終了通知書

越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条の規定による協議が終了しましたので、次のとおり通知します。

事前協議書の收受年月日 及び文書番号	年 月 日付け 第 号
屋外保管事業場の設置の 場所	
屋外保管事業場において 保管する再生資源物の種 類	

屋外保管事業場説明会等実施状況報告書

年 月 日

越谷市長 宛

事業計画者

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

事前協議書等の内容について周知を図るための説明会を開催したので、越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則第8条の規定により、次のとおり報告します。

事前協議書の收受年月日 及び文書番号	年 月 日付け 第 号
屋外保管事業場の設置の 場所	
開催日時	
開催場所	
開催の周知範囲	
参加者数	
実施状況 (説明会の実施状況又は 説明会以外の方法による 周知の状況)	

備考

- 1 説明会を開催したときは、説明会で配布し、又は使用した書類等を添付すること。
- 2 越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例第7条第2項の規定による措置を講じたとき（説明会以外の方法による周知をしたとき）は、周知のために配布し、又は使用した書類等を添付すること。

屋外保管事業場事前協議変更届出書

年 月 日

越谷市長 宛

事業計画者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事前協議書の收受年月日 及び文書番号	年 月 日付け 第 号
屋外保管事業場の設置の 場所	
変更年月日	
変更の理由及び内容	

屋外保管事業場事前協議廃止届出書

年 月 日

越谷市長 宛

事業計画者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり届け
出ます。

事前協議書の收受年月日及び 文書番号	年 月 日付け 第 号
屋外保管事業場の設置の場所	
屋外保管事業場において保管 する再生資源物の種類	
廃止年月日	
廃止の理由	

屋外保管事業場設置許可（更新）申請書

年 月 日

越谷市長 宛

申請者

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

屋外保管事業場の設置の場所	
屋外保管事業場の敷地面積	
屋外保管事業場において保管する再生資源物の種類	
屋外保管事業の現場責任者の氏名及び連絡先	
屋外保管事業の構造	

標準作業書

再生資源物の保管の方法及び保管上限等	
廃油及び廃液の回収、屋外保管事業場からの流出の防止及び保管の方法	
電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び保管の方法	
騒音、振動及び悪臭対策の措置	
排水処理設備、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
屋外保管に伴って生じる廃棄物の処理の方法	
屋外保管事業場の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
作業実施時間等	
災害時及び事故発生時の連絡体制	

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

使用人（申請者に越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例第9条第1項第3号キ、シ及びスに規定する使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

(第4面)

法定代理人（申請者が越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例第9条第1項第3号サに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

備考

- 「役員」の欄から「法定代理人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

添付書類

- 並びに当該屋外保管事業場の付近の見取図
- 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 屋外保管事業場内の配置図
- 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路を記載した書類又は図面
- 許可申請者が屋外保管事業場の設置の場所に係る土地の所有権を有すること（許可申請者が所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有すること）を証する書類
- 許可申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 許可申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 許可申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 許可申請者に第13条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
ア 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
イ 役員の住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 誓約書
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

第9号様式（第11条関係）

誓約書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

私は、越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例第9条第1項第3号アからセまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

様

越谷市長

印

屋外保管事業場設置（変更）許可通知書

年 月 日付けで申請のあった屋外保管事業場の設置（変更）については、越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例第9条第1項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり許可します。

- 1 屋外保管事業場の設置の場所
- 2 許可の有効期限
- 3 許可の条件

（教示）

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において市を代表する者は、市長となります。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

越谷市長

印

屋外保管事業場設置（変更）不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった屋外保管事業場の設置（変更）については、次のとおり許可しないこととしたので通知します。

- 1 屋外保管事業場の設置の場所
- 2 不許可の理由

（教示）

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において市を代表する者は、市長となります。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

屋外保管事業場設置（変更）許可証

住 所

氏 名

越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例
を証する。 第8条第1項
第12条第1項 の許可を受けたものであること

越谷市長 印

許可の年月日

許可の有効年月日

- 1 屋外保管事業場の所在地
- 2 屋外保管事業場の敷地面積
- 3 屋外保管事業場において保管する再生資源物の種類
- 4 許可の条件
- 5 許可の更新又は変更の状況

許可（届出年月日）	内容

屋外保管事業場使用前検査申請書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例第9条第3項の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

屋外保管事業場の設置の場所	
許可年月日及び許可番号	年 月 日付け 第 号
工事完了年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日

備考 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面を添付すること。

第14号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

越谷市長

印

屋外保管事業場基準適合通知書

越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例第9条第3項の検査の結果、同条例第10条に規定する立地基準、条例第11条に規定する構造基準及び条例第16条に規定する保管基準に適合していたので、次のとおり通知します。

- 1 屋外保管事業場の設置の場所
- 2 許可年月日及び許可番号
- 3 検査年月日

屋外保管事業場変更許可申請書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

屋外保管事業場の設置の場所	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	
変更理由	

(第2面)

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

使用人（申請者に越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例第9条第1項第3号キ、シ及びスに規定する使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

(第3面)

法定代理人（申請者が越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例第9条第1項第3号サに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住	所

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 「役員」の欄から「法定代理人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

添付書類

- 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- 変更前及び変更後の屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 屋外保管事業場内の配置図
- 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路を記載した書類又は図面
- 変更後の屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有すること（変更許可申請者が所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有すること）を証する書類
- 変更許可申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 変更許可申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 変更許可申請者が法人である場合にあつては、その役員住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 変更許可申請者に第13条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 変更許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合にあつては、その法定代理人住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 変更許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - 役員住民票の写し及び条例第9条第1項第3号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 当該変更に係る標準作業書
- 誓約書
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

屋外保管事業場変更届出書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例第12条第1項ただし書の規定により、次のとおり届け
出ます。

屋外保管事業場 の設置の場所	
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	
変更理由	

屋外保管事業場廃止届出書

年 月 日

越谷市長 宛

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

屋外保管事業場の設置の場所	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
廃止の理由	
廃止年月日	

第18号様式（第28条関係）

（表面）

写真	身分証明書	第	号
	所属		
	職名		
	氏名		
上記の者は、越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例第19条第1項の規定により立入検査をする者であることを証明する。			
年 月 日発行			
越谷市長		印	

12 cm

8 cm

（裏面）

越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、屋外保管事業場、屋外保管事業者の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。